

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、昭和44年7月から同年11月までの期間は3万9,000円、同年12月から45年5月までの期間は4万8,000円、同年6月は3万6,000円、同年7月及び同年8月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月23日から45年9月1日まで
申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた保険料控除額に見合う金額に比べ低くなっている。
このことは、私が保管している給料明細書で分かるので、申立期間について、控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和44年11月は3万9,000円、45年4月及び同年5月は4万8,000円、同年6月は3万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、前述の4か月を除く残りの10か月間に

ついて保険料控除額等を確認できる関連資料を保管していないものの、前述の給料明細書から、昭和44年10月分までの保険料控除額が同額であり、保険料率の改定が行われた同年11月分の保険料控除額が変更され、それ以降の保険料控除額についても同額と推認できることから、44年7月から同年10月までの期間は3万9,000円、同年12月から45年3月までの期間、並びに同年7月及び同年8月は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社（昭和45年11月20日、B社C工場へ名称変更）は、平成13年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、B社では、当時の関係資料を保管しておらず、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

申立期間については、免除申請を行い、後から納付するよう通知が来たので10数万円を納付した。全て納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請していた申立期間に係る国民年金保険料を追納した際に、10数万円を納付したと述べているところ、申立人は、平成10年11月9日に、申立期間の前後である3年11月から4年3月までの期間及び5年4月から同年6月までの期間と、5年11月から6年3月までの期間の計13か月分の国民年金保険料15万7,440円（追納加算保険料含む。）を追納していることが領収済通知書により確認できるものの、申立期間については、同通知書が見当たらない上、当該追納期間に申立期間を加えた場合の保険料額は30万円を超える金額となり、申立人が主張する金額と相違する。

また、申立人は、学生であった頃に申立期間の免除申請を行ったと主張しているところ、申立期間当時は、短期大学を卒業しており、戸籍の附票により、実家のある町に転居していることが確認できる上、同町で免除申請を行った記憶が無いと述べていることなどから、申立期間については、免除申請の手続を行わなかったため、未納期間となり、申立人が前述の追納を行った時点では、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から 58 年 6 月までの期間及び同年 11 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで
③ 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 5 月頃、転居先の市で、国民年金に加入するよう勧められ、国民年金保険料を納付した。夫の収入もまだ少なかったが、義務なのだと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録により、全ての期間が、平成 8 年 3 月 21 日に強制加入の被保険者期間として追加されたものであることが確認できるところ、申立人は、申立期間①のうち、昭和 57 年 5 月 19 日から厚生年金保険に加入する同年 8 月 23 日までの期間について、当該追加された記録とは別の国民年金手帳記号番号により、国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できる。当該任意加入期間については、市の昭和 57 年度分の「国民年金収滞納一覧表」の申立人の検認状況欄において、4 月には未加入を表す「ミ」の表示と、5 月以降は全て空白（未納）となっていることが確認できる上、翌 58 年度分の同一覧表には、全ての月に喪失を表す「ソ」の表示と、「厚生年金保険移行による喪失」を表す「22」の表示が確認できるほか、申立人が 57 年 8 月 23 日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失後に、同市において、国民年金の再加入手続を行った記録は見当たらない。

また、申立期間②及び③について、申立人は、再加入手続に関する記憶が無いとしていること、及び申立人に対しては、同市において昭和 61 年 4 月 1 日付け国民年金第 3 号被保険者資格取得者として、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることを踏まえると、当時、申立人は、国民年金被保険者資格を喪失していたものと考えられることから、当該期間は、未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 40 年 12 月まで

他県で働いていたが、退職後帰郷し、実家の商店を継いだ。当時、私は 20 歳になっていたため、父が町役場で国民年金の加入手続をして保険料を納付していたことを覚えている。その父は亡くなったが、国民年金保険料を納付していたことは間違いがないので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の国民年金被保険者資格取得者の記録から判断して、昭和 47 年 4 月以降に払い出されたものと考えられる上、町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和 47 年 6 月 22 日発行）には、資格取得日が 47 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の亡父は、国民年金保険料をきちんと納付していたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の遺族(長男)が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年*月*日に死亡しており、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人と同様に国民年金保険料を納付していたと考えられるその妻は、申立期間の国民年金保険料が未納となることがオンライン記録及び特殊台帳で確認できるほか、その妻も平成22年*月*日に死亡しているため、当時の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 50 年 4 月から事務補助員として勤務することになったが、正職員ではなかったため国民健康保険と国民年金に加入することとなり、51 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和 50 年度分の国民年金保険料を役場で一括納付した。その後は仕事をしていたので、役場に行くことができるのは 3、4 か月に 1 回ぐらいであったが、きちんと納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 11 月 9 日に町に払い出されているとともに、申立人の前の記号番号の国民年金被保険者資格取得者（任意）の記録から判断して、申立人は、53 年 4 月 14 日以降に国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 660（事案 9 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月頃から 46 年 2 月頃まで

私は申立期間中、A社のB店で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所の店舗で間違いなく働いていたので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所による在職証明書、雇用保険の加入記録等から、申立人が申立期間当時、申立事業所で勤務していることは推認できるが、元同僚の一部が当該期間当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者となっていないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 10 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、勤務していた店舗の元店長及び元同僚の氏名を挙げているが、オンライン記録では、元店長の所在は不明であるとともに、元同僚から聴取したものの、申立人の氏名は覚えていないとするのみで、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られない。

また、当委員会において、改めて申立事業所に照会したものの、当時の関係資料等を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立

期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

なお、オンライン記録等では、申立人が勤務していたとするB店という厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月16日から40年7月1日まで
② 昭和48年3月3日から50年9月5日まで

申立期間①については、A社で勤務していたにもかかわらず、また、申立期間②については、B社で勤務していたにもかかわらず、いずれも厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても正社員として働いていたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が挙げた申立事業所の元事業主の妻の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録等により、申立事業所は申立期間の途中となる昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている元同僚のうち、連絡の取れた元給与・社会保険事務担当者及び別の元同僚は、それぞれ「申立事業所では当時、従業員の一部は厚生年金保険に加入していなかった。」、「私は昭和39年頃から40年頃にかけて申立事業所で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、元事業主の妻からも、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られなかった。

さらに、申立事業所は、昭和63年3月26日付けで厚生年金保険の適用事業

所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間①及びその後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、C社（昭和60年10月15日、B社から名称変更）に係る事業所別被保険者名簿に記載されている当該期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた一人が、「申立人保管のスナップ写真の背景は申立事業所に係るものである。また、写真に写っている申立人について氏名は覚えておらず、その時期もはっきりしないが、見覚えがある。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所では、「勤務日数が少ない従業員については、厚生年金保険に加入させない場合があった。」とした上で、当該事業所が保管している申立期間②を含む昭和37年2月2日から61年10月23日までの間の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「同喪失届」には申立人の氏名の記載は無いとするのと同時に、これらの資料以外には、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明と回答している。

また、前述の被保険者名簿に記載されている元同僚のうち、連絡の取れた二人から聴取したものの、申立人の氏名を覚えていないとするのみであり、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、雇用保険の記録では、申立人の申立期間①及び②に係る加入記録が確認できない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 662 (事案 72 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 8 日から 46 年 7 月 9 日まで

私は昭和 44 年 9 月から 46 年 7 月までの間、A社のB船舶に継続して乗船していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、船員手帳には、私が申立ての船舶で、申立期間中も途切れることなく雇い入れられていることが分かるので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

今回私は渡航先で撮影した写真を提出し、再度の申立てを行うので、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人保管の船員手帳には、申立人がA社のB船舶の乗員として雇われていた旨の記載があるものの、雇入年月日及び雇止年月日のいずれにも官庁公認印が無いこと、ii) 船舶所有者一覧では、B船舶が申立期間当時、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 23 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、渡航先で撮影したとする写真以外に、申立人から新たな資料・情報の提出は無いが、当委員会において、改めて、前述の船員手帳に記載のある元船長が申立期間当時、申立船舶と一緒に乗船していたとして挙げた元同僚 15 人(申立人を除く。)について、オンライン記録等により、申立事業所における船員保険の加入記録を見ると、その全員が申立人の当該事業所に係る資格喪失日と同一日の昭和 44 年 11 月 8 日付けで資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が保管している申立期間当時に関する船員手帳には、前述のとおり、所要の官庁公認印が無いところ、前述の元同僚のうちの一人が保管する船員手帳は、申立期間に関する雇止めの部分に記録が無い上、雇入れの部分にある記載が、管轄海運局（当時）によって取り消されていることが確認できるとともに、前述の元船長から聴取した結果、この元同僚と同様に、船員手帳にある申立期間に関する記載に、海運局の検印のある斜線が引かれていると供述している。

さらに、前述の元船長、及び申立事業所に係る船員保険被保険者原票に記載されている元漁労長は、いずれも「申立船舶は申立期間当時、外国船籍となったので、船員手帳は使わずにパスポートを携行し乗船した。」旨供述している。

なお、C運輸局が保管する申立船舶に係る船舶原簿では、船舶所有者は、申立事業所ではなくD氏となっていたものの、当該船舶は、昭和44年11月5日付けで外国企業に売却され、同年11月27日付けで国籍喪失により抹消登録されていることが確認できるところ、これらの日付は、申立人、元船長等における申立事業所に係る資格喪失日（昭和44年11月8日）とおおむね一致する。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 23 日から同年 9 月 20 日まで
② 昭和 34 年 1 月 9 日から 35 年 12 月 14 日まで

私がA社に勤務していた申立期間①及び②について、脱退手当金が昭和36年2月28日に支給されているとのことであった。

しかし、私は、申立事業所を結婚準備のため退職し、すぐに帰郷している上、脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該事業所と退職以降に連絡を取ったこともない。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和36年2月28日に支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の申立期間②における資格喪失日である昭和35年12月14日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者11人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、このうちの半数を超える7人について脱退手当金が支給済みとなっている上、この全員が各々の資格喪失日から3か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。